

第三十一回 参議院地方行政委員会會議録第十一号

昭和三十四年二月二十四日(火曜日)午後一時十八分開会

委員の異動

二月十九日委員大沢雄一君、前田佳都男君、迫水久常君、中山福蔵君及び辻武壽君辞任につき、その補欠として苦米地義三君、西郷吉之助君、左藤義詮君、高瀬莊太郎君及び白木義一郎君を議長において指名した。

二月二十日委員高瀬莊太郎君辞任につき、その補欠として島村軍次君を議長において指名した。

二月二十一日委員苦米地義三君辞任につき、その補欠として大沢雄一君を議長において指名した。

本日委員左藤義詮君辞任につき、その補欠として吉江勝保君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 館 哲二君

理事

委員 大沢 雄一君
鈴木 壽君

委員 小柳 牧衛君
西郷吉之助君
田中 啓一君
成田 一郎君
吉江 勝保君
加瀬 完君
島村 軍次君

国務大臣

国務大臣

政府委員

警察庁長官 柏村 信雄君

警察庁長官 原田 章君
官房長 鈴木 琢二君
国家消防本部長 横山 和夫君
国家消防本部総務課長 福永与一郎君
事務局長 常任委員 福永与一郎君
会専門員

本日の会議に付した案件
○理事の補欠互選
○警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○消防法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○映画興行場映写技術者の定員等に関する請願(第三三九号)

○委員長(館哲二君) これより委員会を開きます。

去る十九日に、大沢雄一君、前田佳都男君、迫水久常君、中山福蔵君、辻武壽君が辞任されまして、苦米地義三君、西郷吉之助君、左藤義詮君、高瀬莊太郎君、白木義一郎君がそれぞれ補欠選任されました。

二十日には、高瀬莊太郎君が辞任されまして、島村軍次君が、また翌二十一日には、苦米地義三君が辞任されまして、大沢雄一君がそれぞれ補欠選任されました。

○委員長(館哲二君) 次に、理事の補欠互選につきましてお諮りいたします。

ただいま委員の異動において御報告いたしましたように、理事の大沢雄一君が委員を辞任されたために、理事に一名欠員を生じましたところ、大沢雄一君が再び委員に選任されたので、この際、大沢君を再び理事に指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(館哲二君) 御異議がないようでありますから、さよう決定いたします。

○委員長(館哲二君) これより警察法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案は、去る十七日に衆議院において原案通り可決されました。これより政府の提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(青木正君) ただいま議題となりまして警察法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、警察法についてその一部を改正しようとするものであります。すなわち、最近における少年の非行の著しい増加と悪質化の傾向、交通状況の著しい変化等に対応するため、少年の非行防止、交通事故の防止等に関する研究及び実験を行い、これにより科学的な警察活動を推進するため、警察庁に附置されている科学捜査研究

所を拡充し、その名称を科学警察研究所といたしたいと存じます。

次に、本案のおもな内容について御説明いたします。

犯罪、特に少年の非行は、近年、量、質ともに悪化の傾向にあり、これに対処しては、単に刑罰をもつて臨むだけでは、これを未然に防止し、またはその常習化を防ぐための根本的な対策を講ずる必要性が広く認められ、また、強く唱えられてきております。犯罪の予防を責務とする警察といたしましては、犯罪特に少年非行の応急的鎮圧作用のみでなく、少年の非行的傾向その他犯罪的傾向を助長する要因等について科学的に研究し、それを基礎として、合理的な少年非行の防止その他犯罪の防止のための技術及び対策を発見することに努めなければならないと存じます。

また、最近の交通に関しましては、自動車数の著しい増加によつて交通量が飛躍的に増加しておりますので、それに伴つて交通事故の発生も年々増加の一途をたどつております。それらの事故を未然に防止し、交通を円滑にするため、交通警察は、非常に複雑かつ困難なものとなつてきております。この交通警察を適正に運営していくためには、道路交通の規制に関する研究及び実験、交通安全をはかるための施設、材料等に関する研究及び実験のみならず、運転者等の心理的、肉体的要件等の検討等科学的な研究及び実験を行い、それを基礎として交通警察に関

する恒久的かつ抜本的な対策を講ずる必要があるものであります。

このため、警察法第二十八条を改正して、警察庁の附属機関である科学捜査研究所に従来の科学捜査に関する研究、実験等のほか、新たに少年非行の防止その他犯罪の防止に関する研究及び実験並びに交通事故の防止その他交通警察に関する研究及び実験をつかさどらせることとし、科学捜査研究所という名称を科学警察研究所に改めるといたしました。

以上が改正法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(館哲二君) 本案に対します質疑は、次回に譲ります。

○委員長(館哲二君) 次に、消防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、提案理由の説明はすでに聴取いたしましたので、本日は、政府委員から詳細な説明を聴取いたしますと存じます。

改正に当たつての考え方といはしめては、危険物の規制に関する行政は、その危険性及び慎重な取扱いを必要とする点について比較的類似しており、また、その火災及び高圧ガスの取締りと同様の考え方を取り、本来の行政として都道府県知事及び市町村長に委任することとして、改正前の法律がその実施規定を市町村条例にゆだねておりました点を改め、内容を合理化してこれを法律またはこれに基づく命令に規定することとしたし、規制の要領も、おおむね火災類取締法に準じて行ふこととしたのであります。

以下条文の順序に従つて御説明を申し上げます。

第十条の一部改正は、危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備について、市町村条例で制限を定め、おりました点を改め、これを危険物による火災等の災害の防止を主眼とした技術上の基準として政令で定めることとするともに、製造所等においてする危険物の貯蔵または取扱いの方法も、政令で定める技術上の基準に従つて行はれることとしたしました。

第十一条の改正は、危険物の取扱いの時間制限を定めていた現行規定は、現下の経済情勢にそぐわない点がありますので、これを削除することとし、現行第十二条で規定しておりました製造所等の設置及び変更の許可に関する規制を第十一条で規定することとしたしました。その内容は、製造所等の設置及び変更の許可については、消防本部及び消防署を置いていないため、危険物の規制に関する行政を行ふ有効な消防吏員がない市町村の区域にあつ

ては都道府県知事がこれを行ふこととして、危険物に関する規制を一層徹底せしめることとしたこと及び第十条第四項の技術上の基準を許可及び使用開始前の完成検査の基準として用いることとしたほか、製造所等の譲渡または引き渡しが行はれた場合における許可を受けた者の地位の承継について規定いたしました。

第十二条は、製造所等の位置、構造及び設備を前述の技術上の基準に適合するように維持管理すべきこと及び適合していないときの措置命令について規定し、第十二条の二は、製造所等における安全を確保するための措置としてこの法律の規定に違反した場合における製造所等の使用停止命令を、第十二条の三は、製造所等の用途を廃止した場合における届出について規定いたしました。

第十三条ないし第十三条の三は、危険物取扱主任者及びその免状、試験について改正をはかった規定であります。まず第十三条は、危険物取扱主任者についてはその資格を市町村条例で定めておりました点を改め、危険物取扱主任者免状の交付を受けている者と規定し、あわせて製造所等における危険物取扱主任者の職務及び選任解任等の手続を明確にいたしました。第十三条の二においては、危険物取扱主任者免状についてその種類を甲種及び乙種の二として、都道府県知事の行う危険物取扱主任者試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付することとし、免状交付の欠格条件及び返納命令を規定したほか、免状の書換その他免状の取扱いに関する事項を政令で定めるこ

ととし、第十三条の三は、都道府県知事の行う危険物取扱主任者試験について、その内容、種類及び受験資格等を明確にいたしました。

第十四条は、映写技術者の免状の交付及び試験等について危険物取扱主任者に準じて行うように改正し、第十五条は、映写室の構造及び設備について市町村条例で定めておりました点を改め、政令でその技術上の基準を定めることとしたしました。

第十六条ないし第十六条の六は、現行の第十六条が本章の雑則的規定として、危険物の取扱いについて大幅に市町村条例にゆだねられていること及び適用除外を規定しておりました点を改め、まず第十六条は、危険物の運搬に關する事項についての技術上の基準を政令で定めることとし、第十六条の二は、危険物取扱主任者等の試験の適正な実施と円滑な運営をはかるため都道府県に試験委員を置くこととし、第十六条の三は、製造所等の設置又は変更の許可及び完成検査、危険物取扱主任者等の試験及び免状の交付等を受けようとする者の手数料の納付について規定し、第十六条の四は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴ふ火災の防止のための立ち入り検査について規定し、第十六条の五は、消防本部及び消防署の設置又は廃止に基づく危険物規制に関する行政庁の変更に伴ふ経過措置について規定し、第十六条の六は、本章の適用除外について整備いたしました。

第四十一条ないし第四十五条の改正は、以上の改正に伴い、新たに法律に規定されることとなつた事項の違反に關する罰則について、市町村条例の規定違反に科せられている罰則との関連

において整備するものであります。別表につきましても、危険物に属するもののうち、動植物油類について、可燃性容器に収納密栓され、かつ、貯蔵保管中のものは、その性状よりして危険性が少ないので、これを除外し、塗料類等数種の危険物の混合したものについては、その性状に即した規制を行ふべく、それぞれ運用について合理化をはかることとしたしました。

附則につきましては、改正前の規定による市町村条例に基いてなされた許可その他の処分及び手続はこの改正法による処分及び手続とみなすこと、改正前の規定による市町村条例で定める資格を有していた危険物取扱主任者等の資格の継続化をはかるための経過措置並びに市町村条例が制定されていない市町村が相当数ありますので、これらの市町村の区域にある製造所等についての設置許可等に関する経過措置及びこれらの区域において法律上の資格がなく事実上危険物取扱主任者等の職務を行なっている者についての資格等に関する経過措置その他この法律の改正により現行第十一条の削除に伴う自衛隊法の一部改正等をはかることとしたしました。なお、この法律の施行時期を公布の日から起算して六月を超えない範囲で政令で定める日といはしましたのは、危険物に関する規制、危険物取扱主任者等の試験及び免状について従来の制度から相当大幅に改正することとなつておりますので、これらの事務を担当する都道府県及び市町村、この法律による規制を受ける製造所等の関係者等に対してこの法律の改正の趣旨その他事務の取扱いについて周知徹底をはかつて準備をせしめる

必要があり、またこの法律の改正に伴う政令その他の命令等を慎重に検討準備する期間も必要であり、あわせて相当長期間を要するものと考えたからであります。

以上、この法律案の主要な点について、その概略を御説明申し上げた次第であります。

○委員長(館野二君) これより質疑に入ります。質疑のおありの方は、御発言を願います。

○小柳牧衛君 今度の改正で、植物油とか、それから塗料についての取扱いについて変更を加えられたようですが、もう少しその点を具体的に、詳細に御開きいただいたらと思うのですが……

○政府委員(横山和夫君) 動植物油類は、御案内の通り、現在、消防法の別表の第四類の末尾にありまして、この取扱制限数量は三千キログラムというところに相なつておるわけであり、具体的に申し上げますと、三千キログラム以上の数量になります場合に、この消防法で要求するところの諸般の規制が働く、こういう考え方でございます。今回改正いたしましたのは、動植物油類そのものを危険物という概念からはずしてしまふという考え方ではございません。と申しますのは、動植物油類の引火点はかなり高いのであります、引火の面からする危険性はそれ強いというところは言えませんが、一たび着火いたしました場合の火災危険等あるいは消化の難易性という観点からいいますと、やはり危険物としての扱いということではせざるを得ないという面があるものであります。そこで、どういふ取扱にするかと申しますと、別表の備考の欄に、その

取扱いと申しますか、改正点があるの
であります。それは、今言いましたよ
うな観点から、全面的に落すのではご
ざいませぬけれども、この不燃性の容
器に収納されて、ちゃんと密栓されて
おる。なおまた、その上に、貯蔵保管
されておる、こういう場合には、全般
的な構造設備等の面から、もはや危険
性を云々する必要はないという点が十
分考えられますので、この面における
この動植物油類については、これは危
険物としての規制は働かさない、こう
いうのであります。従いまして、残り
ところは、製造加工等の段階におきま
して加熱処理等をいたしますものなど
は、依然として危険物ということに扱
われますけれども、今言いましたよう
な姿における貯蔵保管のものは、これ
は危険物としては取扱いたくない、
規制は働かさない、こういう改正であ
ります。

それからその次に、塗料類その他の
品名を異にいたしました危険物のいわ
ゆる混合しておりますものにつきまして
は、これは実は、現在非常に幾多の種
類がありまして、混合いたします場合
に、それぞれの要素によって、危険性
の非常に強いものから幾多の段階があ
るわけでございまして、それらを一緒
に同じような規制を加えるということ
は、これは合理的でございせんので、
これにつきましては、それぞれの段
階、すなわち混合されておるものの中
における危険性物質の度合い等を勘案
いたしまして、命令で定めるふり分
けによつてその危険性に応じた合理的
な規制を加えよう、こういうわけでご
ざいます。で、塗料等につきましては、
たとえて申しますと、第一類ないし第

三類の種類のものと、あるいはエー
テル類、さく酸エステル類あるいはア
ルコール類というような類のものにい
わゆる顔料が加わりまして、幾多の塗
料ができておるわけでございまして、
それが先ほど申しました顔料以外のも
のの混合の工合、成分等によりまし
て、おのおのでき上り品の危険度が違
いますので、これらをそれぞれの状態
に必ずしも合理的な規制ができる
ようにしたい、こういう考え方に基
くものでございまして、これらは、それぞ
れ関係の業界等の意見も十分検討いた
しまして、なおまた科学的にもいろいろ
ろ考えた結果、このような規制を加
えることが適当だという結論を得ま
したので、改正案の備考欄に、今申し
ましたような内容の改正を加えて
いただいたわけでございまして、

○小柳牧衛君 動植物油の油脂は、小
売店等については、ほかのものと一緒
に販売してはならないというところ
がある。そういうような関係で、特別にま
る規制を加えるというふうな取扱いに
なるおそれはないですか。これが第一
点。

それから第二点は、小売店等にお
いて多少加工するといふような、調合す
るというふうな場合には、これは取締
りの外に置かれるものでないか。まずこ
の点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(横山和夫君) 初めの第一
点でございまして、これは、動植物油
類等を取扱います業態は、お説のよう
に、これだけを専業にするというよう
に、その他の燃料等を取扱つておる場
合が概して多いのではないかと、こ
う思いますが、この面につきましては、
先ほど御説明申し上げましたように、

他のもの、一緒にあるものが、それ自
体が危険物でありますならば、その危
険物としての規制も加わりますけれど
も、動植物油に限りましては、先ほ
ど申しましたように、不燃性容器に収
納密栓され、あるいは貯蔵、保管され
ておるという姿でありますならば、こ
れは危険物としての規制は加わつて参
りませんので、これらの相関関係とい
うものは起つてこないわけでございま
す。そういうことで別に特別の支障と
申しますが、そういう点はないのでは
ないか、こう感じます。

○小柳牧衛君 第二の点、店の中で簡
単に調合するとか、製造するとか何と
かい大きな問題ではないようなもの
はどうですか。

○政府委員(横山和夫君) これは、製
造あるいは貯蔵、取扱というものは、
それぞれ法令の定めていきます段階に
明確にいたしますので、今御指摘のよ
うなものは製造等ではございせん
で、いわゆるやはり取扱という観念
に入らぬと思ひます。しかし、その場合
も、貯蔵、保管の域を出ない小規模の
ものでありますれば、これは別に規制
はかかつていかない、こう考えます。

○小柳牧衛君 塗料については、いろ
いろ種類があるというのですが、それ
はそうだろうと思ひますが、そのうち
では、ずいぶん取締りを要するものも
あるし、全然取締りの必要のないもの
もあるだろうと思ひますが、そうい
うようなことについては、別の規則で
何か細則的なものができるのでしょ
うか。

○政府委員(横山和夫君) 先ほど御説
明申し上げました別表の備考の欄のと
ころで、それぞれの性状に応じてこれ

を命令で定める、こういうふう
にいたしてございまして、具体的には、総理府
令をもつて、性状に応じたような合理
的な規制ができるように、こまかく規
定するわけでございまして、

○小柳牧衛君 業者あたりの現状を聞
きますと、規則はそうなつておりま
しう、また、命令等も適切な命令
にやつていただけたと思ひますが、
しかし、業者としては、そういうよう
なことの取締りという意味から、た
びたび店に來ましていろいろな点を調
べるといふことが当然のことと思ひ
ますが、非常に煩瑣にたえないとい
うようなことも訴えてきておるのだ
が、そういうような実際の取締り、取
扱いというところについての大体の目
標といふことが、考え方というの
はどうですか。

○政府委員(横山和夫君) これは、御
指摘のよう、現在条例のもとにお
いて行われております市町村の消防の
いわゆる取締りの実態は、全般的に詳細
に明記しておるとは申し上げかねま
すが、若干そういう煩瑣な面もないで
はないかと思ひます。ただ、今度の改正
におきましては、従来の条例によつて
市町村ごとに取締りが違ふというよ
うな姿は払拭いたしまして、画一的な
しかも法令によつて十分検討された取
締りが行われる、取締り法規がそうい
うふうな整備されるわけでございま
すから、その線に沿つて、それぞれの運
用上にすべきかといふことを明確に
通牒いたしますし、指導をいたしま
して、法令が期待しておる以上に行き
過ぎた取締りというものがないよう
に、十分に趣旨の徹底をはかるように
したい、このように存じております。

○大沢雄一君 映写技術者のこと
ちよつとお伺ひしたいのですが、映
写技術者とは何かという規定は、これ
どこに規定しておりますか。何を映
写技術者といふのですか。

○政府委員(横山和夫君) 映写技術
者それ自体を正面から規制をするとい
う方は、これは、法律の上では別に
書いてはないわけでございまして、こ
の規定の上から言いますと、都道府
県知事が行いますところの試験に合格
いたしまして、映写技術者の免状を交
付されておる者、これを本法案におき
ましては映写技術者ということに、第
四条以下の規定によつてござい
ます。○大沢雄一君 そうすると、たと
えば常設の映画館のような、業者から雇
われて營業をするといふような技術
者でなければならぬといふことは想像
されましたが、たとえば、そうでは
なく、婦人会だとか何だとか、あ
あいう会合で、フィルムを見せるた
めに映写機を操作するといふような
こと、たとえば、果ては、職員と
か、そういうものはやはりいろいろ
な場合に行つて映写機を回します
けれども、そういう場合には、やはり
技術者でなければいけません、こ
れはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(横山和夫君) フィルム
の中に、法律の中にも出て参りますが、
いわゆる燃焼性でないフィルムと燃
性のフィルムと、二つあるわけでござ
います。燃焼性のフィルムと称するの
は、いわゆる安全フィルムでござい
まして、現在大部分のフィルムはそ
ういふ姿に切りかわつておるわけで
ございまして、そうでない、いわゆる
燃焼性

でない、つまり可燃性のフィルムを使つて上映をいたします場合には、この映写機を操作する人は、消防法による試験を受けた者、すなわち、先ほど申しましたような意味での映写技術者でなければいけない、こういうことに法の規制が働いておるわけでございます。

○大沢雄一君 それから映写技術者の免許状でございますが、これは、現在の市町村条例でなくて、都道府県知事が行うこととなりますので、結局その県内の市町村においては、これはまあ有効ということとは当然考えられるんですが、他の府県等におきましての効力については、これはやはり国家試験であるので、知事に委任して行うというふうな関係で、他の府県までやはり有効になりますか。その点……。

○政府委員(鈴木琢二君) 府県知事に国の試験の事務を委任してやる試験でございますので、一つの県で試験を受けて免許を取れば、それは国内全部に有効になるという取り計らいになっております。

○大沢雄一君 現在どのくらいおるものでございましょうか、可燃性の映画をやりまします映画館とか技術者というものは。

○政府委員(横山和夫君) お手元に、消防法改正関係資料という長い紙をお届けしておると思いますが、これを、表紙になる分にも三枚めくつていただきますと、四枚目のところに、まん中のところにあるようですが、横書きになった統計がございまして、それに、「映写技術者免許交付数」と、こう書いてございます。これをござらんいただきますと、昭和三十一年の一月一日から年

末まで、三十一年一年間におきまして、一級、二級を通しまして交付されておる免許状の総数は三千五百七十八でございます。それから、これを三十一年の十二月三十一日までの累計、過去数年間における累計によつて見ますと、総数として一万九千二百二十でございます。その後書きかえ、書きかえと申しますか、無効になりましたもの等を差し引きまして、有効なる免許状交付数は、現在われわれの資料にあるところでは、一万五千九百九十八というものが交付されておるというふうに承知いたしております。

○大沢雄一君 そすると、この試験の内容といふことが、受験資格とか、それから、その試験に關することは政令で定められ、試験委員が県にできるというふうな規定になっているようですが、大体まあ読めばわかるかもしれませんが、ちよつと構想をお話していただきたいのですが……。

○政府委員(横山和夫君) 行います試験の内容につきましては、同じくお手元に差し上げております、今の長い紙と別個に、縦に印刷しましたもの、すなわち「消防法案関係政令案の内容」云々というもののあとの方に、一番あとになります。これは、「映写技術者試験施行要領案要綱」という印刷物があると思存しますが、これは要綱でありまして、今後政令等をかためていきます場合にこまかく規定するのでありますけれども、試験科目の問題と、それから試験の方法、それから試験の内容であるいは点数の配分の関係、可否の判断基準というふうなもの、大体前にあります。危険物取扱主任者試験の要領に準じて定めて参りたいと、このよ

うに考えております。それから、試験委員の關係でございますが、これは、法の定めておりますように、免許状の交付者、試験執行責任者は知事でございすけれども、その場合に、構成いたします委員におきましては、現在府県におきまして今まで映写技術者試験を現実に実施して参りましたところの責任者である消防庁でありますとか、あるいはこの県内の学校のこつう方面の權威の先生方とか、その他学識経験の方々から条例の定める数の範囲内で委員になつていただく、こういうふうに考えております。

○大沢雄一君 別の問題であります。ガソリン・スタンドが非常な勢いで町に設置されて、普及といふことがふえておりますが、これは、非常に危険物の關係から重要な關係があると思ひますが、これについては、何かやはり許可の基準とか、そういうふうなことを考へて、何らか規制を考へておるか、それともまた、一定の要件を備えて認可申請すれば、どこへでも設置を許されるものなのかどうなのか、どういふふうな現況になつておりますか。

○政府委員(横山和夫君) 今度改正を願ひいたしております案の中におきましては、十條の四項におきましてこの技術上の基準を定めます政令の内容になつてくるわけでございますが、その場合に、どういふふうな考へ方であるかと申しますと、これは、今後この政令を施行いたしますまでの間に、さらに現在の条例によつておりますものを検討いたしまして、最も合理的な取締り内容にすべきやならぬと思ひますが、さしあたり一つの目標としましては、現行条例でやつておるものを一

応の基準にして参りたいと思存します。その現行条例でやつておる場所、その内容は、お手元に、「消防関係法規集」といふものを差し出してあると存じますが、その法規集の二百九十六ページに、危険物取締条例第三十五條といふのがございす。この中に、給油場の構造及び設備につきましては、大体次のような基準に従ふにやいかぬのだといふことを準則として示しているわけでございます。これは、たとえて申しますと、間口が十メートル、奥行が八メートル以上とすること、あるいは「建築物の一部を給油場内使用するときは、その部分及び給油場内の建築物は、耐火構造又は防火構造とする」といふような、構造設備に關する一つの基準がございす。これを一応この案にいたしまして、いろいろさらに検討を加へまして、政令の規制内容にいたしたい。このように考えております。

○吉江勝保君 おくれて来まして、説明を承わらなかつたので、重ねて同じような質問になるかもしれませんが、この第十條でいつておる危険物といふものの大体考へられるものは、どういふものを内容にあげておられるのですか。将来も考へられるだらうと思ひますが、現在考へられておるものを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(横山和夫君) お手元にあります新旧対照表、あるいはその法令集でもけっこうございす。消防法のうしろの方に別表といふのがございす。この別表に、第一類から始まりまして第六類まで、それぞれ掲げておるわけでございます。これがこの消防法で規制しようとするところの危険物の品名でございす。

○吉江勝保君 そりしますと、危険物の今度は貯蔵と取扱いについての制限規定というふうな改正になつておるのですね。こういうものを貯蔵並びに取扱いについての平時における監督といひますが、それについて当る人は、どういふ人が當つていくのですか。

○政府委員(横山和夫君) これは、現在もそうでありまして、今度の改正法でもそうでありまして、危険物取扱主任者といふ者がこの監督あるいは取扱いに當るわけでございます。この危険物取扱主任者と申しますのは、現在は、市町村の条例で資格を規制しておるのでございす。今度は、都道府県知事が行いますところの試験に合格した者が免許状を受けまして、いわゆる危険物取扱主任者となる。この主任者が立ち会ふなければ、危険物の取扱いは、免許状を持たない者はできない。こういう規制に相なつておるわけでございます。

○吉江勝保君 それは必置になるのですか。市町村に置かれるのですか。

○政府委員(横山和夫君) これは、危険物の製造所でありまして、貯蔵所、取扱所を設置しておるものが置くのでございまして、市町村という公共団体が置くというものがなく、それぞれの事業主体が置くわけでございます。

○吉江勝保君 この危険物の中には含まれておるんですが、火災原因で、よく原因になつておる電気関係なんでも、少しそこからはずれていくかもしれませんが、電気関係については、火災原因によくなるようですが、そういうものの扱い方については、これと

権衡をとつて、どういふような現在取扱いをされてゐるのでしょうか。

○政府委員(鈴木琢二君) 今回の消防法の一部改正は、大体手本にいたしましたのは、高圧ガスと火薬類の取締りの法規を参考にいたして改正法を作つたわけでございます。電気は電気の取締り規定の關係は詳しくは存じませんで、大へん忌避ですが、火薬類あるいは高圧ガス等の従来の取締りとはちよつと電気の取締りは異なつておるやうでございますが、現在までの状況を見ますと、電気火災と通常稱します、これは一がい漏電とよく言われ、一般に年間の火災の約二割くらいは電氣關係の火災といふ、大体毎年の統計がそんなことになっております。その二割のうちの電氣關係の火災のうちの漏電、短絡するとか、そういうものなとで、ほんとうに漏電と見られるのがさらにその二割という統計が出ております。ですから、大部分の電氣火災といふのは、漏電といふよりも、むしろ電氣の取扱ひ方、電氣器具の處理の仕方、それからふだんの管理の仕方、電氣配線の管理の仕方といふようなところに原因があるのが大部分でございます。まして、これは、われわれ消防といひましては、幸いに予防査察といひ消防上の権限がございまして、予防査察によつてできるだけ緻密に指導しておりますが、なかなか目が届かない。と申しますのは、とことんまで消防法で電氣關係を波及して査察をするといふこともなかなかできませんので、結局通産省の關係の電氣取締りの系統で取り締つていただくとか、それか

ら電氣器具の問題については、電氣器具の取締りの規定が通産省の關係にあるものでございまして、そういう方面で嚴重に取り締つていただく以外に適當な方法がないわけでございます。て、そういう点については、常に通産省と連絡をとりまして、向うにも、この火災の原因になる点については、十分その意を配つていただくやうにお願いをいたしております。そういうやうな状況でございます。

○吉江勝保君 今回の改正の内容になつてゐるこの危険物に基く火災も、相當大きい火災が起るだらうと思ふんですが、また、現在まであつたと思ふんですが、火災の原因を見たりして、まず、電氣關係の火災が、今お話のやうに最近ではだんだんふえてきてゐるやうに見受けるんですが、こういう改正をなさいますときに、今話されたやうな、通産省關係でありまして、ほかの役所關係の系統に入つてゐるかと思ふのであります。そういう器具のまゝ平時における検査でありまして、あるいは取扱ひ方、あるいはこの危険物の貯蔵、管理といふやうなものに匹敵するやうな電氣關係の平時における扱い方も、これを消防の見地から、いさ少し不十分な点を整備、完備して、消防の見地から火災の予防に當つていくといふ面をもつと検討を加えておやりになつていく必要がないものかどうか。また、そういう必要があるとしたら、それをお考えになつておられますか。まあ火災を私らでも見ておきますと、いすれ原因のわからないうやうな火災になると、ほとんど電氣關係じゃないかと言われながら、しかもその原因がはつきりしてない、こ

ういうことで、問題もいろいろあるとに残りまして、非常に不明確な問題があるに殘つてくるのですが、この改正をされたのに関連して、そういう面にさらに研究をして、改善をしていくといふやうな、そういうお考えを一通承つてみたいと思ひます。

○政府委員(鈴木琢二君) 先ほど申しましたやうに、電氣關係に原因する火災といふのは、器具の不良、それから扱いの粗雑、それから配線等の工事の不良に基くのが相當多いわけでございます。実は、今度の消防法の一部改正にはついに載せられなかつたのでございまして、私どもが考えておりましたのは、この電氣工事の疎漏のために火災の原因になることが非常に多いものでございまして、電氣工事人の試験制度といふのを、これはまあ以前やつておつた。これは、警察がやつておつたことではございますが、終戦後それが全然行われないうやうな状態になつておりました。現在は、電氣工事人の資格といふものは全然ありませんで、野放しになつてゐる状況で、われわれ、これは非常に不安に思つてゐるのでございまして、電氣の取締り關係の法規の改正を通じて、電氣の取締り關係の法規の改正を通じて、通産省もくろんでゐるやうでございます。今度の消防法の改正の際にも、その問題を取り上げて、通産省といふいろいろな折衝いたしたのでございまして、通産省としましては、自分の方で電氣關係の法規の改正を計画いたしておるから、その際になるべく早くこの問題は解決したいと思ふからといふことで、ついに事務的な調整をとるまでに至りませんでしたので、消防法の一部改正にもついに載せられな

かつたやうな状況であります。そういうことで、電氣關係につきましては、お話しにもありましたやうに、われわれも非常にこれは重大な問題と考へておりますので、この消防法上どういふこととはありませんで、消防法に現在あります予防査察等の権限を利用いたしまして、十分査察をいたし、また、火災原因も十分調査いたしまして、それらの資料に基いて通産省に折衝して、通産省の処置を求めるといふことを絶えずやつていきたい。さうに考へます。

○吉江勝保君 今度の改正に際して一応話をされたが、話がまとまらなかつたので、一応今度の改正は、この危険物の貯蔵あるいは取扱ひに限定されたといふお話を聞きました。大体経過はわかつたのですが、その際、消防の方から通産省に要望される法の内容、こういうものは、消防の見地からある程度積極的に申し出られるといふか、要求をいたしませんと、なかなか通産省の方では、あまり制限するやうなことは好まないだらうと思ふので、しかも、火災といふものは相當電氣關係に多く発生しておりますので、ぜひとも消防の方から強く法改正の内容案を作つて、それを改正させていくといふことに御尽力が願ひたい。たとえば、今度の危険物には、取扱ひするときは、試験を受けた主任が立ち会わなければ工事ができないとか、あるいは取扱ひもできないとか、相當嚴重な内容になつておるが、あの火事が一番多い電氣工事をやるのに、今もちよつと話がありましたやうに、それらの試験も受けてなければ、知識もどの程度持つておるのかわからぬやうなのが配

線工事をやつたり、また、そのあとの保守管理も平時見えてくれない。ほつたらかしになつておる。こういうやうな大きな欠陥が、盲点が残されておるのじゃないか。これは、多少ほかの省との關係もあるもので、消防でやりにくいだらうと思ひますが、そこは一つ、消防、火災の予防の見地から、強く、毎年の火災の件数も示されて、損害額も示してもうて、しかも、そういう火災のあとにはいろいろなトラブルが残るので、漏電で起つた火災のあとには、民事關係の非常に問題が残ります。非常に火事になつた人に気の毒でもあり、解決が長引いておるといふので、こういう問題について十分に資料を、つまり法改正の案も作つて、われわれ地方行政委員会としても強く要望いたしたいと思ひますが、消防の方で積極的につつ交渉してもらいたい。まあさういふ、その案が出ておるわけではございませんので、希望を申しまして、私の質問を終わります。

○大沢雄一君 今、質問の対象になりました電氣工事を、何といひますか、技術者といふのですか、それはあれでございますか、現在のところは何か資格試験とか何とか、そういうものがなくて、野放しの状態になつておるのですか。私は、さうだとすると、やはり危険だと思ひますので、ちよつとその点を伺ひたい。

○政府委員(横山和夫君) これは、先ほど御説明申し上げましたやうに、従来國家試験としてやつておつたわけでございます。これは、通産省令に基きまして、当時は電氣庁という役所があつた時代でございますが、それが主管いたしまして、電氣工事人の試験とい

ふこと、問題もいろいろあるとに残りまして、非常に不明確な問題があるに殘つてくるのですが、この改正をされたのに関連して、そういう面にさらに研究をして、改善をしていくといふやうな、そういうお考えを一通承つてみたいと思ひます。

線工事をやつたり、また、そのあとの保守管理も平時見えてくれない。ほつたらかしになつておる。こういうやうな大きな欠陥が、盲点が残されておるのじゃないか。これは、多少ほかの省との關係もあるもので、消防でやりにくいだらうと思ひますが、そこは一つ、消防、火災の予防の見地から、強く、毎年の火災の件数も示されて、損害額も示してもうて、しかも、そういう火災のあとにはいろいろなトラブルが残るので、漏電で起つた火災のあとには、民事關係の非常に問題が残ります。非常に火事になつた人に気の毒でもあり、解決が長引いておるといふので、こういう問題について十分に資料を、つまり法改正の案も作つて、われわれ地方行政委員会としても強く要望いたしたいと思ひますが、消防の方で積極的につつ交渉してもらいたい。まあさういふ、その案が出ておるわけではございませんので、希望を申しまして、私の質問を終わります。

うものを実施して参ったのでござい
す。通信省令でちゃんというところ
かく規定をいたしております。ところ
が、その後それがいろいろな経過を
まして廃止になりました。今日は、電
気工事を行いました者についての資格
試験というものは、何らの形でも行
れておりません。完全に野放しでござ
います。ただ、電力会社の方で、何と
申しますか、指定工事人として、何と
申しますか、指定工事人として、一種
の指定制みたようなものはいたして
おるようでございすけれども、これ
は、それ自身が工事人としての資格試
験でもございせんし、今日は何ら行
われていないという状況でございま
す。

○大沢雄一君 それはどうい理由で
あれでございすか、廃止されたまま
に何ら行われないのですか。ちよつと
不可思議に思ひます。廃止されたま
まの理由と、その他のいろいろ事情
等は、実はつまびらかにいたしてい
ないのであります。何か電力の統制等
が行われる状況に入りましたときに、
いつの間にかこの試験制度はなくな
つた、こういうふうに聞いておるの
であります。

○委員長(館哲二君) 他に御質疑は
ございせんすか。

○吉江勝保君 一つ強く要望したい
です。今私が申しましたことに、大沢
理事も付け加えて質問があつたので
すが、この電気関係の取り扱いにつ
いて、ぜひとも早急に国家消防本部
の方で資料を整えてもらつて、本委
員会に出していただいて、これに對
するどう
いう改正をやつたらいいかというよ
うな点につきます。一つ御研究を
願つておきたい。資料は見せていた
だきますが、その改正の案というの
は、一つ消防本部の方で研究してお
立てを願ひまして、来たべき次の臨
時国会なり適当なときに、通産省と
委員会と共同で改正するならば改正
するに運ばれるように、一つ今から
配をいたしたいと思ひます。御要望
申し上げます。

○政府委員(鈴木琢二君) ただいま
話のありました資料は、さつそくま
めてごらんに入れたと存じます。な
お、電気工事人の試験の問題につ
きましては、実は、私もいたして
も、この案を練ることを命じます
に、試験の案を盛り込みまして作
案もございまして、それらを持つて
は通産省に折衝いたしたのですが、
その折衝がととのわなかつた、こ
ういふ経過でございすので、今後
も、すみやかにこの問題を解決す
るに引き続き折衝いたしたい、か
うに考えております。

○鈴木琢二君 今、お宅の方で案を持
つて通産省と話し合つたけれども、
話がまとまらなかつた、それは所
管の問題か、それともどつちにも
とをどういふ法律に規制すればいい
かという問題と、あるいはさうい
うことが必要でないという点にな
つて、あなたの方では必要がある
としたいけれども、通産省の方では
必要がないのだと、こういうよう
な意見の食い違いなのか、ちよつと
お聞きしたい
のだから……

○政府委員(鈴木琢二君) これは、通
産省もその試験制度の必要は認めて
おるようでございす。ただ、通産省
といたしましては、電気事業法の改
正を今計画いたしておるようでござ
いまして、電気関係の規制は、一切
その電気事業法の中に盛り込むとい
う計画で自分の方でやるからとい
うことで、話が見合ふないので、や
ること自体は通産省も別に反対して
おるわけでは
ないわけ
でございす。

○鈴木琢二君 いろいろ問題があると思
ひますが、比較的電気のあつた
は、技術というか、それは大した問
題じゃない。一番簡単な工事なのは
電気そのそれじゃないかと思ひます。
ただ問題は、器具そのもの、ある
いは線そのもの、こういうところに
問題がある場合があるので、電気
はどうにか流れるようにつないで、
ヒューズを完全にする、それでいい
のですから、ただし、火事の原因に
なるような場合には、その後の取
扱ひとか、その後破損したものを
そのまま見つけなくて、何かさうい
うふうな問題があるので、これは
単なる施工者の技術上の問題では
ないのです。だから、電気会社等
に言わせれば、いわゆる配線その他
によつて、単なるさういふ問題に
い
わゆる漏電とか何とかがいふこと
が火事の原因となることはあり得
ないといふことを強くしよつちう
言うのです。ね、理屈は私もやつ
ぱりそれに近いのではありませんか
と思ひます。ただ、実際には、火
事の原因になることもないわけ
ではないし、やつぱり簡単だとい
うながら、その取扱ひ者、あるいは
施工者というものは、技術を持
つて、万漏れなきを期すべきだと、
こういうふうな意味で、今のさきの
先生方が

おつしやるように、何かやつぱり
これは一つ、ちよつとかな小僧が
やつてきて、上に上つて架設して、
これでオーケーなのだと、こ
ういふ程度でなしに、やつぱり
一つやらなければいけないと思
ひます。その点、前の先生方と大
体私意見同じですが、お考えいた
だきたいと思ひます。これはさ
し、所管はまあ、お宅の方のこ
ういふ法律に盛ることがいいの
か、あるいは電気事業法に關連
する何かのいふゆる取扱ひ者
としてのそれに盛るのがいいの
か、これは研究する余地があり
ますけれども、いすれにしても、
放置できないのではないかと
思ひます。一つ要望として申し
上げておきます。

○委員長(館哲二君) 本案に關連
いたしまして、請願が一件付託
になつておりますので、前例に
よつて、便宜この請願につきま
して審査をいたしておきたいと思
ひますが、御異議ありませんか。

○委員長(館哲二君) 他に御質疑
ありませんか。

○政府委員(鈴木琢二君) 政府とい
たしましては、この現在提案いた
しております消防法の一部改正の
法律案で十分であると考えてお
ります。

○委員長(館哲二君) 他に御発言
ありませんか。

○鈴木琢二君 今の請願に關連して
すが、その映写技師の定員を、一
つの映画館について四人以上に
していいか、これは、直接取扱
ひの技術とか、さういふものは
私関係のないことだと思ひます。
何と申しますか、経営の問題な
り、もう一つは、従業者の労働
基準法上における一つの問題、
たとえば勤務

おつしやるように、何かやつぱり
これは一つ、ちよつとかな小僧が
やつてきて、上に上つて架設して、
これでオーケーなのだと、こ
ういふ程度でなしに、やつぱり
一つやらなければいけないと思
ひます。その点、前の先生方と大
体私意見同じですが、お考えいた
だきたいと思ひます。これはさ
し、所管はまあ、お宅の方のこ
ういふ法律に盛ることがいいの
か、あるいは電気事業法に關連
する何かのいふゆる取扱ひ者
としてのそれに盛るのがいいの
か、これは研究する余地があり
ますけれども、いすれにしても、
放置できないのではないかと
思ひます。一つ要望として申し
上げておきます。

○委員長(館哲二君) 他に御質疑
ありませんか。

○政府委員(鈴木琢二君) 政府とい
たしましては、この現在提案いた
しております消防法の一部改正の
法律案で十分であると考えてお
ります。

○委員長(館哲二君) 他に御発言
ありませんか。

○鈴木琢二君 今の請願に關連して
すが、その映写技師の定員を、一
つの映画館について四人以上に
していいか、これは、直接取扱
ひの技術とか、さういふものは
私関係のないことだと思ひます。
何と申しますか、経営の問題な
り、もう一つは、従業者の労働
基準法上における一つの問題、
たとえば勤務

おつしやるように、何かやつぱり
これは一つ、ちよつとかな小僧が
やつてきて、上に上つて架設して、
これでオーケーなのだと、こ
ういふ程度でなしに、やつぱり
一つやらなければいけないと思
ひます。その点、前の先生方と大
体私意見同じですが、お考えいた
だきたいと思ひます。これはさ
し、所管はまあ、お宅の方のこ
ういふ法律に盛ることがいいの
か、あるいは電気事業法に關連
する何かのいふゆる取扱ひ者
としてのそれに盛るのがいいの
か、これは研究する余地があり
ますけれども、いすれにしても、
放置できないのではないかと
思ひます。一つ要望として申し
上げておきます。

○委員長(館哲二君) 他に御質疑
ありませんか。

○政府委員(鈴木琢二君) 政府とい
たしましては、この現在提案いた
しております消防法の一部改正の
法律案で十分であると考えてお
ります。

○委員長(館哲二君) 他に御発言
ありませんか。

○鈴木琢二君 今の請願に關連して
すが、その映写技師の定員を、一
つの映画館について四人以上に
していいか、これは、直接取扱
ひの技術とか、さういふものは
私関係のないことだと思ひます。
何と申しますか、経営の問題な
り、もう一つは、従業者の労働
基準法上における一つの問題、
たとえば勤務

おつしやるように、何かやつぱり
これは一つ、ちよつとかな小僧が
やつてきて、上に上つて架設して、
これでオーケーなのだと、こ
ういふ程度でなしに、やつぱり
一つやらなければいけないと思
ひます。その点、前の先生方と大
体私意見同じですが、お考えいた
だきたいと思ひます。これはさ
し、所管はまあ、お宅の方のこ
ういふ法律に盛ることがいいの
か、あるいは電気事業法に關連
する何かのいふゆる取扱ひ者
としてのそれに盛るのがいいの
か、これは研究する余地があり
ますけれども、いすれにしても、
放置できないのではないかと
思ひます。一つ要望として申し
上げておきます。

時間を朝の十時から夜の九時とか十時
までやるというところになる場合の問
題だと思ふのです。この法そのもの
ではあまり……この定員の問題だけ
です。私が申し上げておるのは、ちよつ
とどういふふうになりますか。まさ
か四人以上使わなきゃいけないとい
うことをこの法律に書くのがいいかど
うかというところは、ちよつと問題があ
ると思うので、どうでしょう。せつ
かく委員長さんのお話の中では、この
諸願の趣旨をくんでというよりなお話
でございすけれども、その問題に入
ると、ちよつと問題が、私、別の面か
ら考えなきゃいけない問題じゃないだ
ろうかと、こう思うのですが、いかが
でしょう。

○委員長(館野二君) ですから、直接
この法案とは関連のないものだと御判
断を願えれば、そういうことで、一
つまた別に処理をするということに進
めていっただけがかと考えます。
それでは、今議題になつております
法律案につきましての質疑は、この程
度で終局したものと認めてよろしゅう
ございましょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(館野二君) 御異議はないよ
うでありますから、質疑は終局したも
のと認めます。

本案についての討論並びに採決は、
次回に譲りたいと思ひます。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十八分散会

二月十八日本委員会に左の案件を付託
された。

一、地方税法中大規模償却資産に対
する固定資産税課税改正の諸願

第二部 地方行政委員会会議録第十一号 昭和三十四年二月二十四日【参議院】

(第八一三三号) (第八四〇号) (第
八五七号) (第八七八号)

一、三重県木曾岬村の愛知県弥富町
編入に関する諸願 (第八四五号)
(第八五六号)

一、昭和三十四年度地方財政措置の
拡充強化に関する諸願 (第八六五
号)

第八一三三号 昭和三十四年二月六日
受理

地方税法中大規模償却資産に対する固
定資産税課税改正の諸願

諸願者 静岡県磐田郡佐久間町
長 北井三千夫外百十
八名

紹介議員 小柳 牧衛君

地方税法中大規模償却資産に対する固
定資産税課税改正の諸願

財政需要額の百分の百三とあるを百
分の百七十に、(二) 地方税法第三
百四十九条の五第一項中に新たに建設さ
れた一つの工場又は発電所の用に供す
るもののうち、とあるを、新たに建設
された一つの工場又は発電所及び変電
所の用に供するもののうち、に、(三)

地方税法第三百四十九条の五第二項第
一、第二及び第三号中第一適用年度百
分の百八十、第二適用年度百分の百六
十、第三適用年度百分の百四十とある
を、固定資産税が課税されることとな
つた年度から、五箇年間の固定資産税
については、基準財政需要額の百分の
二百に、それぞれ改正せられたいとの
諸願。

第八四〇号 昭和三十四年二月九日
受理

地方税法中大規模償却資産に対する固
定資産税課税改正の諸願

諸願者 新潟県北魚沼郡湯之谷
村長 米山重良外百十
八名

紹介議員 江田 三郎君

この諸願の趣旨は、第八一三三号と同じ
である。

第八五七号 昭和三十四年二月十日
受理

地方税法中大規模償却資産に対する固
定資産税課税改正の諸願

諸願者 福島県南会津郡只見村
長 日黒伝三郎外百十
八名

紹介議員 松澤 兼人君

地方税法中大規模償却資産に対する固
定資産税課税改正の諸願

諸願者 新潟県北魚沼郡湯之谷
村長 米山重良外百十
八名

紹介議員 江田 三郎君

この諸願の趣旨は、第八一三三号と同じ
である。

第八五七号 昭和三十四年二月十日
受理

地方税法中大規模償却資産に対する固
定資産税課税改正の諸願

諸願者 福島県南会津郡只見村
長 日黒伝三郎外百十
八名

紹介議員 松澤 兼人君

この諸願の趣旨は、第八一三三号と同じ
である。

第八七八号 昭和三十四年二月十一
日受理

地方税法中大規模償却資産に対する固
定資産税課税改正の諸願

諸願者 静岡県磐田郡龍山村長
大石健良外百十八名

紹介議員 小林 武治君

この諸願の趣旨は、第八一三三号と同じ
である。

第八四五号 昭和三十四年二月十日
受理

三重県木曾岬村の愛知県弥富町編入に
関する諸願

諸願者 三重県桑名郡木曾岬村
大字和泉八一九 三輪
治衛外九名

紹介議員 本多 市郎君

らは完全に孤立して、かえつて木曾川
支流鍋田川をへだてて愛知県弥富町に
接しており、本村から三重県へ行く場
合は弥富町との間にかけられている唯
一の木曾岬橋を利用しているばかりか、
電信、電話もすべて弥富町内の局で取
り扱い、さらに人情、風俗、習慣、宗教、
姻せき関係等あらゆる生活関係はもち
ろん、日常生活必需品のほとんどが弥
富町内で購買され、青果物の出荷も共
同して実施している上、水田五百余町
歩の農業用水導入も弥富町に依存しな
ければならない現状であるから、村民
こぞつて熱望する弥富町との合併が実
現するよう法改正の措置を採られると
ともに、愛知県への編入に関する住民
投票を国において実施せられたいとの
諸願。

第八五六号 昭和三十四年二月十日
受理

三重県木曾岬村の愛知県弥富町編入に
関する諸願

諸願者 三重県桑名郡木曾岬村
大字松永 花井甚六外
九名

紹介議員 成瀬 幡治君

この諸願の趣旨は、第八四五号と同じ
である。

第八六五号 昭和三十四年二月十一
日受理

昭和三十四年度地方財政措置の拡充強
化に関する諸願

諸願者 岡山県議会議長 井本
稔

紹介議員 島村 軍次君

先般政府原案として決定をみた地方税
制改正要綱によると、三十四年度の税

減収額は百四億円に上り、これに対す
る補てん措置はまことに不十分であ
り、明年度の地方財政を概観すれば、
その収支はきわめて悲観的であり、当
然増加を予想される財政需要をまか
なうことができないばかりか、低下し
た行政水準の回復、税外負担の解消等
に必要な経費をねん出することはと
うてい不可能であつて、せつかく好転し
始めた地方財政を再び危機におとし
れるおそれがあるから、明年度地方財
政の状況にかんがみ、これに対する財
政措置を拡充強化するため、すみやか
に(一)「地方財政の再建等のための公
共事業に係る国庫負担等の臨時特例に
関する法律」の適用期限を延長するこ
と、(二)たばこ消費税率を三、四パー
セント引き上げること、(三)既発行
交付公債の利子を免除すること等の最
小限度の措置を講ぜられたいとの諸
願。

二月十九日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、警察官に協力援助した者の災害
給付に関する法律の一部を改正す
る法律案(衆)

警察官に協力援助した者の災害給
付に関する法律の一部を改正する
法律案

警察官に協力援助した者の災害給
付に関する法律の一部を改正す
る法律

警察官に協力援助した者の災害給
付に関する法律(昭和二十七年法律
第二百四十五号)の一部を次のよう
に改正する。

題名を次のように改める。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律
第一条中「警察官」を「警察官の職務」に改める。

第二条中「協力援助した者（以下「協力援助者」という。）が、そのため災害を受けた場合には」を「協力援助した者がそのため災害を受けたとき、又は政令で定める場所以外の場所において、殺人、傷害、強盗、窃盗等人の生命、身体若しくは財産に危害が及ぶ犯罪の現行犯人がおり、かつ、警察官その他法令に基き当該犯罪の捜査に当るべき者がその場にいらない場合に、職務によらないで自ら当該現行犯人の逮捕若しくは当該犯罪による被害者の救助に当つた者（政令で定める者を除く。）がそのため災害を受けたときは」に改める。

第三条に次の一項を加える。

4 給付の原因である災害が、自ら現行犯人の逮捕又は被害者の救助に当つたことに起因するものについては、当該逮捕又は救助に当つた場所を管轄する都道府県警察が置かれてある地方公共団体がその給付を行うものとする。

第五条第一項第一号中「協力援助者」を「警察官の職務に協力援助した者（以下「協力援助者」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（地方自治法の一部改正）

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十七号中「警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」に、「警察官」を「警察官の職務」に改める。
（海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部改正）

3 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和二十八年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」に改める。

（証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正）

4 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律」を「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律」に改める。